

## 財務諸表に対する注記

1．継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2．重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(4) 固定資産の減価償却の方法

該当なし。

(5) 引当金の計上基準

該当なし。

(6) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

(7) その他

保証金(契約保証金)は、1年以内に回収されるものであり、正常営業循環基準及び1年基準を適用し、当該事業年度より科目「その他」とし流動資産に計上している。

3．会計方針の変更

該当なし。

4．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当なし。

- 5 . 担保に供している資産  
該当なし。
- 6 . 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし。
- 7 . 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
該当なし。
- 8 . 保証債務等の偶発債務  
該当なし。
- 9 . 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし。
- 10 . 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
該当なし。
- 11 . 基金及び代替基金の増減額及びその残高  
該当なし。
- 12 . 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
該当なし。
- 13 . 関連当事者との取引の内容  
該当なし。
- 14 . 重要な後発事象  
該当なし。
- 15 . その他  
特になし。

以上